

# 第8期 事業報告

〔 2010年4月 1日から  
2011年3月31日まで 〕

株式会社日本国債清算機関

(添付書類)

## 事業報告

〔 2010年4月1日から  
2011年3月31日まで 〕

### I. 当社の現況に関する事項

#### 1. 事業の状況

##### (1) 事業の経過および成果

金融危機の再発防止を図る国際的な金融制度改革が進展する中で、清算機関を含む金融市場インフラを取り巻く環境も、これまでになく大きく変化してきております。日本国債の清算機関である当社におきましては、2010年1月21日に金融庁から発表された「金融・資本市場に係る制度整備について」の中で、当社の利用拡大とその前提となる態勢強化並びに清算機関の利用メリット向上の必要性が示されたことから、2010年6月29日付で「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」を策定し、全社を挙げて各課題の達成に向けた取り組みを行いました。

態勢強化に向けた具体的な取り組みとしましては、株式会社日本証券クリアリング機構との間で資本業務提携に関する基本合意契約を締結し、同社を引受先とする第三者割当増資を実施しました。これにより同社から清算・決済業務に精通した常勤取締役及び出向者を受入れ、社内人的基盤を強化すると同時に、銀行業界からの社外取締役増員によりガバナンスの充実を図りました。また、清算機関に求められるリスク管理の高度化に対応するため独立したリスク管理部門を新設するとともに、より適切かつ有効な業務執行と内部管理体制の確立を目的として、経営会議と内部監査室を設置いたしました。

国債取引における清算機関の利用拡大に向けた取り組みとしましては、信託協会との間で、当社が信託銀行の特性に配慮した制度設計を行うことと、その対応を踏まえて資産管理専門信託銀行が2014年度前半の参加を目指し調整に入ることで、2010年12月に合意に至りました。

その他の取り組みとしましては、市場流動性の維持向上に向けた日本証券業協会による新フェイル慣行の導入に併せ、フェイル割当ルールの明確化と公表を行い、リーマン破綻時の対応で課題とされた透明性向上を図るとともに、2010年11月よりフェイルチャージ制度の導入及びカットオフタイムの前倒しを実施いたしました。

またこれらと並行して、基幹システム更改プロジェクトにおいて、決済インフラとしてシステム移行リスクの低減を第一義とし、その着実な推進に注力いたしました。(2011年5月2日新システムへ更改済み)

2010年度の業績としましては、2010年前半の参加者数増加と金融危機後の市況の持ち直しが寄与したことにより、受入手数料が過去最高の14億26百万円(前期比9.9%増)とな

りました。一方、販売費及び一般管理費において、当社設立時のシステム投資に関わる償却完了により減価償却費が前期比 1 億 81 百万円減少するなどしたため、営業利益は前期に比べ 2 億 84 百万円増の 3 億 67 百万円となり、経常利益も同様に 2 億 79 百万円増の 3 億 65 百万円となりました。税引き後当期純利益につきましては、2011 年 5 月の基幹システム更改に伴い、当該システム関連資産の臨時償却による 1 億 47 百万円の特別損失を計上したことにより、1 億 25 百万円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は 386 百万円であり、主な内容は、基幹システム更改に関わる開発費用をはじめとするシステム基盤の整備に関わるものであります。

## (3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、2010 年 9 月 29 日に株式会社日本証券クリアリング機構を対象に第三者割当増資を実施し、1,295 百万円（1 株当たり発行価額 54,488 円）を調達しております。

## 2. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 5 期 2008 年 3 月期	第 6 期 2009 年 3 月期	第 7 期 2010 年 3 月期	第 8 期 (当期) 2011 年 3 月期
営 業 収 益	1,308,383	1,226,430	1,297,782	1,426,427
経 常 利 益	206,990	51,811	86,138	364,766
当 期 純 利 益	121,480	29,458	49,992	125,379
1 株当たり当期純利益	1,835.71 円	445.15 円	755.44 円	1,604.03 円
総 資 産	116,137,299	112,252,480	93,277,303	76,906,069
純 資 産	3,526,322	3,555,780	3,605,773	5,027,041

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## 3. 対処すべき課題

当社は、「国債決済のインフラ機関として安全性・効率性・利便性に優れたサービスを提供することで、わが国の国債市場の健全な発展と証券市場の国際競争力強化に貢献する」という経営理念の下、参加者ニーズを意識した安定的なサービスの提供に努めて参りましたが、金融危機を教訓としたリスク管理の在り方に関する国際的な議論が進展する中で、

清算機関として更なる機能強化が求められております。さらに、決済システムの頑健性向上に向けた金融市場インフラ改革の一環として、CPSS/IOSCO がこれまでの「清算機関のための勧告」を見直し、新たに「金融市場インフラのための原則」を導入することを検討しており、導入後は、清算機関としてこれらの原則を充足することが求められることとなります。

こうした状況におきまして当社では、2011 年度からの 3 年間を対象とする中期事業計画を策定し、「清算機関としての機能強化」と「事業基盤の強化」を推し進めるべく、リスク管理機能の高度化、システムの柔軟性向上などを含む諸施策を実施して参ります。また、日本証券クリアリング機構との更なる連携強化に向けては、既に推進プロジェクトチームを発足させ、参加者メリット向上を念頭に置いた連携メニューに着手して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

#### 4. 主要な事業内容

内閣総理大臣より有価証券債務引受業の免許を取得し、金融商品取引法に基づく金融商品取引清算機関として、国債に係る決済・清算等の業務を行っております。

#### 5. 主要な営業所

本 店 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

#### 6. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19 名	+1 名	43.2 才	2 年 8 ヶ月

(注) 従業員には、出向者 6 名を含みます。

#### 7. 当社の現況に関するその他の重要な事項

記載すべき事項はありません。

## II. 会社役員に関する事項

### 1. 会社役員の状態 (2011年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役社長 (代表取締役)	園部 真	
取締役 (常務取締役)	清田 辰巳	
取締役	谷中 幸夫	ICAP 東短証券株式会社 取締役兼最高執行責任者
取締役	星野 好幸	ゴールドマン・サックス証券株式会社 業務統括本部長
取締役	五嶋 修	大和証券キャピタル・マーケット株式会社 グローバル・マーケット業務部長
取締役	坂田 龍太郎	日本相互証券株式会社 経営企画部部長
取締役	新長 義己	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 市場商品統括グループ長
取締役	三島 裕史	株式会社三井住友銀行 執行役員 (市場営業統括部長委嘱)
取締役	北里 達夫	みずほ証券株式会社 金融市場業務部長 エンサイドコム証券株式会社監査役 (非常勤)
監査役 (常勤)	吉田 重雄	
監査役	一色 知之	株式会社三井住友銀行 証券ファイナンス営業部長
監査役	宇都宮 研	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ (ジャパン) リミテッド (ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店) 業務本部長 ビー・エヌ・ピー・パリバ・プリンシパルインベストメンツ ジャパン株式会社 取締役 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店 業務本部長

- (注)1. 谷中幸夫氏、星野好幸氏、五嶋修氏、坂田龍太郎氏、新長義己氏、三島裕史氏、北里達夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、定款に社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。
2. 吉田重雄氏、一色知之氏、宇都宮研氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。当社は、定款に社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。
3. 2011年3月23日付で取締役吉川兼次氏が辞任しております。

### Ⅲ. 会計監査人に関する事項

#### 1. 名称

新日本有限責任監査法人

#### IV. 株式および新株予約権に関する事項

##### 1. 株主一覧

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	株	%
株式会社日本証券クリアリング機構	32,055	35.63
I C A P 東 短 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド (証券)	2,068	2.29
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	2,068	2.29
株 式 会 社 岡 三 証 券 グ ル ー プ	2,068	2.29
クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ	2,068	2.29
ク レ デ ィ ・ ス イ ス 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
シ テ ィ グ ル ー プ 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド	2,068	2.29
大 和 証 券 キ ャ ピ タ ル ・ マ ー ケ ッ ツ 株 式 会 社	2,068	2.29
東 海 東 京 フ ィ ナ ン シ ャ ル ・ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,068	2.29
東 短 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,068	2.29
ド イ ツ 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	2,068	2.29
日 本 相 互 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
農 林 中 央 金 庫	2,068	2.29
野 村 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,068	2.29
バ ー ク レ イ ズ ・ キ ャ ピ タ ル 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ (ジャパン) リミテッド	2,068	2.29
B G C シ ョ ウ ケ ン カ イ シ ャ リ ミ テ ッ ド	2,068	2.29
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,068	2.29
メ リ ル リ ン チ 日 本 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社	2,068	2.29
U B S セ キ ュ リ テ ィ ー ズ ・ ジ ャ パ ン ・ リ ミ テ ッ ド	2,068	2.29
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	1,800	2.00
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	1,034	1.14
セ ン ト ラ ル 短 資 証 券 株 式 会 社	1,034	1.14
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,034	1.14
三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社	1,034	1.14
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	268	0.29

## 2. 株式に関するその他の重要な事項

(1) 発行可能株式総数 100,000 株

(2) 発行済株式の総数 89,959 株

(注)2010年9月29日において、第三者割当増資により、新株式を23,783株発行し、発行済株式の総数を89,959株としております

(3) 株 主 数 32 名

## 3. 新株予約権等の状況

記載すべき事項はありません。

## V. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

業務の適正を確保するための体制としては、以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令遵守を経営の基本方針の一つと位置づけ、具体的な行動基準として別に定める行動規範と共に取締役・使用人に周知を図ることとする。

また、総合リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスを確保するために必要な制度を策定し、コンプライアンス体制の状況について検討及び改善を行う。

### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総合リスク管理委員会においてリスク管理のための諸施策を行う。

また、大規模な事故・災害が発生した場合に備えてBCP検討会を開催し、危機対応マニュアルの整備や訓練を実施する。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程の定めにより、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存するなど、情報の保存及び管理を適切に行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために、業務の近況、各種委員会の行動について報告を受ける。さらに、取締役は必要に応じて議事録及び会議資料を閲覧できることとする。

### 5. 監査役の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

監査役からの要請がある場合には、必要に応じて、その職務を補助すべき使用人を置くものとする。当該使用人の評価等に関しては、監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

### 6. 取締役・使用人による監査役への報告体制及びその他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき及び当社に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、当該事実に関する事項を監査役に対して速やかに報告することとする。

また、監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができるものとする。

なお、監査役は会計監査人を監督するものとし、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受けることとする。